報　道　資　料

令和２年１１月１３日
総務部法務文書課
県政情報公開係　橋本、田中
直通　0742-27-8348
庁内内線　2341、2349

奈良県情報公開審査会の第２４０号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第２７９号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

１　答申の概要

◎　答　　　　申：令和２年１１月１２日
◎　実　施　機　関：文化・教育・くらし創造部　文化資源活用課
◎　対象行政文書：図書情報館の資料選定委員（平成２９年度）及び図書情報館の資料選定分担表－職員別－（平成２９年度）

◎　諮問に係る処分と理由
　○　決　　　　定：不開示決定
　○　不開示理由：当該文書を作成していないため

◎　審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
◎　判　断　理　由：

行政文書の不存在

審査請求人は、図書情報館の資料選定委員（平成２９年度）及び図書情報館の資料選定分担表－職員別－（平成２９年度）（以下「本件分担表」という。）の開示を求めているのに対し、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を作成していないため不存在である旨主張しているので、以下検討する。

審査請求人は意見書において、決裁途上にある本件分担表について、組織共用性を有する行政文書である以上、本件決定において開示すべきである旨主張している。

この点、実施機関は、本件開示決定に当たって、審査請求人に対し本件分担表の成案の開示を求めるのであれば後日あらためて開示請求すべき旨伝えたところ、審査請求人は本件開示請求について不開示決定でやむを得ない旨発言したと説明しているが、審査請求人は、当該発言を行ったことについて否定していない。また、本件開示請求に係る開示請求書の記載を文理的に解釈した場合、本件分担表の成案が本件開示請求に対応する行政文書であると解するのが相当である。

したがって、決裁途上にある本件分担表を本件開示請求に対応する行政文書として特定すべきであるとする審査請求人の主張は当たらない。

次に、審査請求人は、実施機関が本件開示決定を行った平成２９年４月２８日時点で本件分担表に係る決裁が終了し成案となっていたため、本件分担表の成案を開示すべきである旨も主張している。

条例に基づく開示請求の対象となる「行政文書」については、条例第２条第２項本文において、「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定されている。

また、条例第５条において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる」と定め、条例第７条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と定められている。

特定の対象となる行政文書が請求の時点で存在するものなのか、あるいは決定の時点で存在するものなのかについて、これらの規定を合理的に解釈すれば、条例は、現に保有しているものを行政文書と定めた上で、開示請求の対象となるのは開示請求の時点で実施機関が保有する行政文書であり、実施機関はその請求の時点で保有する行政文書を開示する、すなわち、開示請求時点で実施機関が保有する行政文書をあるがままに開示することを想定しているものと解するのが相当である。

また、開示請求時点より後に保有することとなった行政文書も特定することは、開示請求後に新たに行政文書を作成又は取得した場合に、当該行政文書の開示の可否に係る判断等を要するなど、結果的に決定が遅延するおそれがあることから、情報公開制度の安定的な運用を欠くこととなる。

これらのことから、開示請求がなされた時点を一つの区切りとして、その時点で存在する行政文書を特定

の対象とするという運用は、条例の趣旨を逸脱するものではなく、また、当該運用に基づき、本件分担表の成案を作成しておらず不存在であるとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、本件開示請求時点において本件分担表の成案が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

２　事案の経緯

①　開示請求	平成２９年　４月１６日	
②　決　　定	平成２９年　４月２８日付けで不開示決定	
③　審査請求	平成２９年　５月　７日	
④　諮　　問	平成２９年　６月　６日	
⑤　経　　過	令和　２年　８月２６日	第２４４回審査会　審議
	令和　２年１０月　９日	第２４５回審査会　審議
	令和　２年１０月２９日	第２４６回審査会　審議